

## 令和5年12月定例教育委員会次第

日時：令和5年12月22日（金）  
午前10時～午前11時30分  
場所：犬山市役所3階301会議室

### 1. 開会

### 2. 教育長報告 (前回会議録の承認)

### 3. 付議事件の審議

第41号議案 市長の権限に属する事務の委任及び補助執行の解消に係る協議について (教育部)

第42号議案 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について (教育部)

### 4. 通信及び請願

### 5. 協議・連絡

- |                                 |           |      |
|---------------------------------|-----------|------|
| (1) 後援名義使用承認に関する報告              | (文化スポーツ課) | No.1 |
| (2) 令和5年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について | (学校教育課)   | No.2 |
| (3) 1月・2月行事予定表について              | (学校教育課)   | No.3 |
| (4) 令和5年11月定例議会について             | (教育部)     | No.4 |
| (5) 犬山市教育委員会基本条例の一部改正について       | (教育部)     | No.5 |
| (6) いじめ防止に向けて                   | (学校教育課)   | No.6 |

### 6. 自由討議

### 7. その他

### 8. 閉会

犬山市教育委員会第41号議案

市長の権限に属する事務の委任及び補助執行の解消に係る協議  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、市長の権限に属する事務の委任及び補助執行を受けているものの一部について、市長から解消したく協議があったことに對し同意するものとする。

令和5年12月22日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

（説明）

この案を提出するのは、令和6年度機構改革に伴い、市長から教育委員会が受けている事務の委任及び補助執行の一部を解消するため必要があるからである。

5 犬教学第 8 1 7 号  
令和 5 年 1 2 月 日

犬山市長 原 欣 伸 様

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

市長の権限に属する事務の委任及び補助執行の解消に係る協議について

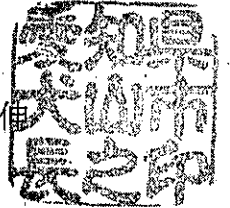
令和 5 年 1 1 月 3 0 日付け 5 犬総第 1 8 6 号の協議について、犬山市教育委員会として同意します。

5 犬 総 第 1 8 6 号

令和5年11月30日

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠 様

犬山市長 原 欣 伸



市長の権限に属する事務の委任及び補助執行の解消に係る協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により犬山市教育委員会に対し事務を委任し、及び補助執行させることとしている事務のうち、別添のものについて、これらを解消したく協議を依頼します。



## 市長の権限に属する事務の委任及び補助執行の解消等に係る協議について

### 1 概要

令和6年4月1日から市に子ども家庭センターを設置するに当たり、「母子保健に関する業務」と「子育て支援に関する業務」の一体性を確保することを目的として、現在、貴委員会への事務委任及び補助執行により行っている下記2の事務について、これらを解消するための協議を行うもの。

### 2 委任を解消する事務（規則第2条関係）

- ・子ども・子育て支援制度に関すること。
- ・放課後児童健全育成事業に関すること。
- ・保育の実施及び保育所に関すること。
- ・児童発達支援事業及び施設に関すること。

### 3 補助執行を解消する事務（規則第5条関係）

- ・児童手当、児童扶養手当及び遺児手当に関すること。
- ・障害福祉サービスの実施に関すること。
- ・助産の実施に関すること。
- ・母子保護の実施に関すること。
- ・保育サービスに係る利用料の徴収に関すること。
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること。

### 4 事務委任及び補助執行を解消する年月日

令和6年4月1日

### 5 規則の整理

「犬山市決裁及び代決規程」（裏面）において、補助執行させる事務を包括的に規定するものがあるが、これは本来、「市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に

関する規則」(別紙)の中で個別に定めるべき事項であることから、同規則の規定による補助執行をさせる事務として下記のを追加する(実務上は変更なし)。

- ・所掌事務に係る予算の執行に関すること。
- ・教育財産の取得及び処分に関すること。
- ・所掌事務に係る契約の締結に関すること。
- ・山の田公園、羽黒中央公園及び木曾川犬山緑地に係る運動施設の管理運営に関すること。
- ・スポーツ表彰に関すること。

## 6 今後について

貴委員会との協議ののち、その内容を踏まえ、「市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」を改正する予定。

### 参考

#### ○犬山市決裁及び代決規程(抄)

(長の事務の補助執行)

第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定により、市長の権限に属する予算の執行に関する事務のうち、別に定めるものを除き、議会に関するものにあつては議会事務局長に、監査委員に関するものにあつては監査事務局長に、教育委員会に関するものにあつては教育委員会事務局の職員に補助執行させるものとする。

2 略

## ○市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則

平成21年規則第1号

### (趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任し、又は教育委員会の事務局の職員をして補助執行させるため、必要な事項を定めるものとする。

### (事務の委任)

第2条 市長は、その権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を教育委員会に委任するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援制度に関すること。
- (2) 放課後児童健全育成事業に関すること。
- (3) 保育の実施及び保育所に関すること。
- (4) 児童発達支援事業及び施設に関すること。

### (委任事務の専決)

第3条 教育委員会は、前条の規定により委任される市長の権限に属する事務について、犬山市決裁及び代決規程（昭和47年規程第3号）及び犬山市教育委員会事務局決裁規程（昭和55年教育委員会規程第1号）に定めるところにより、専決することができる。

### (権限委任の留保)

第4条 教育委員会は、第2条各号に掲げる事務であっても次の各号のいずれかに該当する場合は、その処理について市長の指示を受けなければならない。

- (1) 事案が重要又は異例と認められるとき。
- (2) 事案について疑義若しくは紛議があり、又は紛議の生ずるおそれがあるとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。

### (事務の補助執行)

第5条 市長は、その権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を教育委員会の事務局の職員に補助執行させるものとする。

- (1) 所掌事務に係る議会の議案の提出に関する事。
- (2) 中本町まちづくり拠点施設の管理運営に関する事。
- (3) 旧磯部家住宅復原施設の管理運営に関する事。
- (4) 児童手当、児童扶養手当及び遺児手当に関する事。
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第21条の6の規定による障害福祉サービスの実施に関する事。
- (6) 法第22条の規定による助産の実施に関する事。
- (7) 法第23条の規定による母子保護の実施に関する事。
- (8) 法第56条の規定による保育サービスに係る利用料の徴収に関する事。
- (9) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に関する事。

（補助執行事務の専決）

第6条 前条の規定により市長の権限に属する事務を補助執行する職員は、当該補助執行する事務について、犬山市決裁及び代決規程及び犬山市教育委員会事務局決裁規程に定めるところにより、専決することができる。

（報告）

第7条 補助執行する職員は、執行する事務の状況について市長に報告をしなければならない。

（その他）

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会と協議し、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



犬山市教育委員会第42号議案

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する犬山幼稚園に係る事務について、市長の補助機関である職員に補助執行させるため、市長に対し協議するものとする。

令和5年12月22日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

（説明）

この案を提出するのは、令和6年度機構改革に伴い、犬山幼稚園に係る事務を市長の補助機関である職員に補助執行させるため、市長に対し協議する必要があるからである。

5 犬教学第 号  
令和 5 年 1 2 月 日

犬山市長 原 欣 伸 様

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

教育委員会の権限に属する事務のうち、別添のものについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条の 7 の規定により犬山市長の補助機関である職員に補助執行させることとしたいので、協議を依頼します。

## 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

### 1 概要

令和6年度より現在の「子ども未来課」が市長部局に移管されることに伴い、移管後も幼保一元化を保持することを目的として、教育委員会の権限に属する事務のうち下記2のものについて、市長の補助機関である職員に補助執行させるための協議を行うもの。

### 2 補助執行させる事務

犬山市立犬山幼稚園に関する事項

- ・ 設置、廃止及び変更に関する事。
- ・ 財産の管理に関する事。
- ・ 施設及び設備の整備に関する事。
- ・ 組織編制、教育課程及び学習指導に関する事。
- ・ 入園及び退園に関する事。
- ・ その他犬山幼稚園に関する事。

### 3 補助執行を開始する年月日

令和6年4月1日

### 4 今後について

市長との協議ののち、その内容を踏まえ、「犬山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」を制定する予定。